

各種助成金の新設及び拡充の概要

1 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援に係る助成金の新設

※現在、検討中の内容である点をお含みおきください。

	内容
概要	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業（注1）した場合等に、その小学校等（※）に通う子の保護者である労働者の求職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準上の年次有給休暇とは別途（注2）、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金</p> <p>（※）小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程（1年生～6年生）のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ（注3）、保育所（注3）、幼稚園、認定こども園等をいう。以下同じ。</p>
対象となる事業主	<p>次の（1）又は（2）の要件に該当する子の世話をを行うことが必要となった労働者（正規・非正規を問わない。）に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子</p> <p>（2）風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子</p>
対象となる休暇期間	令和2年2月27日 ～ 3月31日の間に取得した休暇
助成金額	<p>休暇中に支払った賃金相当額（注4） × 100%（注5）</p> <p>ただし、支給額は8,330円を日額上限とする。</p>
申請受付開始日	未定（省令改正等の手続き後に別途周知）

（注1）臨時休業とは、所定の休業以外のものであるため、所定の休日や春休み期間を除く。

（注2）就業規則の改定による新たな休暇制度の導入を必ずしも求めるものではない。

（注3）放課後児童クラブや保育所は、今回の休業要請の対象外であるが、臨時休業した場合に限り対象となる。

（注4）賃金を所定の金額よりも減額支給した場合は対象とならない。

（注5）大企業、中小企業ともに同様である。

2 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の拡充

※現在、検討中の内容である点をお含みおきください。

		内容	
雇用調整助成金の概要	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度		
拡充の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用調整助成金の対象事業主が行う、感染症拡大防止に資する、一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業等も対象となることを明確化 ○ 更に、自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ 		
		拡充案の概要	
	第1弾	一般的な場合	緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域
対象となる事業主	日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒ <u>全業種（2月28日実施済）</u>	<u>上記の地域に所在する事業主</u>
生産性指標要件	1か月10%以下低下に緩和	同左	<u>満たすものとして扱う</u>
対象となる労働者	雇用保険被保険者が対象	同左	<u>非正規を含めた雇用者</u>
被保険者期間要件	6か月以上	<u>撤廃</u>	
助成率	中小企業：2／3 大企業：1／2	同左	中小企業： <u>4／5</u> 大企業： <u>2／3</u>
計画届の提出期間	事後提出可能 (1月24日～3月31日)	事後提出可能(1月24日～ <u>5月31日</u>)	
クーリング期間(注)	あり(1年)	<u>撤廃</u>	
申請受付開始日	2月14日から実施済み	<u>未定(省令改正等の手続き後に別途周知)</u>	

(注) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過しなければ、助成金の対象とならない期間をいう。

3 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）における特例コースの新設

※現在、検討中の内容である点をお含みおきください。

	テレワークコースの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象となる事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業主
助成対象の取組	○テレワーク用通信機器の導入・運用 ○就業規則・労使協定等の作成・変更等	○就業規則等の作成・変更 ○労務管理用機器等の購入・更新等
助成対象要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日（注）～令和2年5月31日 ※令和2年2月17日以降に行った取組については、 <u>交付決定を行う前であっても</u> 、特例として助成の対象とすることができる。	
助成率	1 / 2 （1企業当たり上限額：100万円）	3 / 4（※）（上限額：50万円） ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4 / 5を助成
申請受付開始日	未定（省令改正等の手続き後に別途周知）	

（注）新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日